

原子力防災会議運営要領

平成24年10月19日制定

平成26年10月14日改正

原子力防災会議

(原子力防災会議の運営)

第1条 原子力防災会議の運営については、法令の定めるところによるほかはこの要領によるものとする。

(議長)

第2条 議長は、原子力防災会議を代表する。

2 議長が原子力防災会議に出席できない場合は、あらかじめ議長が指名する副議長が、その職務を代理する。

(議員の欠席)

第3条 議員が原子力防災会議を欠席する場合は、代理人を原子力防災会議に出席させることができる。この場合にあつては、当該代理人に議決権を行使させることはできない。

2 原子力防災会議を欠席する議員は、議長又は前条第2項の規定に基づき議長の職務を代理する副議長（以下「議長等」という。）を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 原子力防災会議は、議長が必要と認めるとき又は議員2名以上の要求があつたとき、議長等がこれを招集するものとする。

2 原子力防災会議は、議長等が出席し、かつ、議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

3 議事を決するに当たり、議長等は出席議員全員の同意を得るよう努めなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、議長等が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(審議内容等の公表等)

第5条 議長等は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

2 議長等は、会議の終了後、当該会議の議事録を作成し、これを公表する。

3 前項の規定にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合には、議長等が会議の決定を経て、該当部分を非公表とすることができる。

(原子力防災会議幹事会)

第6条 原子力防災会議に、議長、副議長及び議員を補佐させるため、原子力防災会議幹事会を置く。

2 原子力防災会議幹事会議長は、内閣府政策統括官をもって充てる。

3 原子力防災会議幹事会幹事は、関係行政機関の職員のうちから、議長が指定する。

4 前三項に定めるもののほか、原子力防災会議幹事会に関し必要な事項は、原子力防災会議幹事会が決定して定める。

(原子力防災会議幹事会連絡会議)

第7条 原子力防災会議幹事会に、原子力防災会議幹事会議長及び幹事間の連絡調整を行わせるため、原子力防災会議幹事会連絡会議を置く。

2 原子力防災会議幹事会連絡会議の構成員は、関係行政機関の職員をもって充てる。

3 前条第4項の規定に基づき原子力防災会議幹事会が決定して定めるもの及び前二項に定めるもののほか、原子力防災会議幹事会連絡会議に関し必要な事項は、原子力防災会議幹事会連絡会議が決定して定める。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、原子力防災会議に関し必要な事項は、議長が定める。